

富士市神戸土地区画整理事業

住所変更のガイドブック

富士市神戸土地区画整理組合

— 令和2年6月 —

## 1. 換地処分のお知らせについて

令和2年5月3日に土地区画整理法第103条に基づく「換地処分のお知らせ」が行われました。これにより、翌日の5月4日(月)から神戸・三ツ沢の一部の区域にお住いの皆様の住所が変わりました。

このガイドブックでは、住所等の変更に伴い皆様が行う手続きなどを説明いたします。

## 2. 住所、本籍の変更について

土地区画整理事業による町名(大字)・地番の変更に伴い、事業区域内に住民登録されている皆様には、富士市役所(市民課)から新しい住所をお伝えする証明書が送付されています。・・・「町名地番変更用証明書」

また、本籍が変更となる皆様にも富士市役所(市民課)から通知が送付されていますのでご確認ください。・・・「本籍の更生について」

なお、富士市では旧住所から新住所に変更されたことを証明する書類(市民課 市役所2階)と新旧の土地地番を証明する書類(市街地整備課 市役所6階)を発行しますので住所等の変更にかかる諸手続きの際にご利用ください。

## 3. 郵便番号の変更について

住所の変更に伴い、郵便番号も新しくなりました。

住所	郵便番号
富士市さんどまき	417-0856

#### 4. 住所等の変更に係る諸手続きについて

住所の変更に伴い、関係機関等に登録している住所等の変更手続きが必要となる場合があります。次頁に法務局や富士市が変更するものをご自身で変更していただくものの代表例を記載しましたので、該当するものは変更をお願いします。

##### 法務局が変更するもの

内容	連絡先
土地・建物の登記記録（登記簿）の <u>表題部</u> のみ （所在地番・家屋番号）	静岡地方法務局 富士支局 ☎ 0545-53-1200
法務局に備えられている地図（公図）の地名・地番	

※ 土地登記簿に記載されている土地・建物の所有者の欄の住所や、所有権以外の権利の欄（抵当権等）の債務者の住所は、組合では変更することはできません。

##### 富士市が変更するもの

内容	担当部署	連絡先
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用認定証	富士市役所 国保年金課 保険給付担当	☎ 0545-55-2751
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	富士市役所 国保年金課 高齢者医療担当	☎ 0545-55-2754
介護保険被保険者証	富士市役所 介護保険課	☎ 0545-55-2766
介護保険負担割合証		
住民基本台帳（住民票）	富士市役所 市民課 証明担当・戸籍住民 担当	☎ 0545-55-2747
戸籍		
印鑑登録		
上水道	富士市役所 上下水道営業課	☎ 0545-67-2827
下水道	富士市役所 上下水道営業課	☎ 0545-67-2828

内容	担当部署	連絡先
富士市立の小中学校への住所変更	富士市役所 学務課 ※担任の先生には伝えてください	☎ 0545-55-2868

- ※ お手元にある手帳や受給者証の住所欄が、旧住所のままでも引き続きご利用ができます。  
「住所欄」を新しい住所に変更されたい方は、お手数ですが必要な書類をご持参の上、窓口までお越しください。

ご自身で変更していただくもの

種別	内容	担当部署	必要書類	提出期限等
運転免許証	住所・本籍変更	富士警察署 ☎ 0545-51-0110	町名地番変更用証明書 本籍の更生について※1 運転免許証	速やかに手続きしてください。
車検証 (自動車、125CC以上のバイク等)	住所変更	中部運輸局 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051	町名地番変更用証明書 自動車車検証申請書(有料) 印鑑	速やかに又は車検時や名義変更時でも可能です。 必ず町名・地番による変更と伝えてください。※2
車検証 (軽自動車)	住所変更	軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所 ☎ 050-3816-1778	同上	

※1 運転免許証の本籍変更は、「本籍の更生について」か「本籍地記載の住民票(有料)」を使用してください。

※2 自動車税の納税通知書の住所は車検証の住所の訂正を行わないと変更されません。

種別	内容	担当部署	必要書類	提出期限等
年金受給者の住所 (国民年金・厚生年金)	住所変更	富士年金事務所 ☎ ねんきんダイヤル 0570-05-1165 0545-61-1900	受給権者 住所変更届	届出が必要な場合がありますのでお問い合わせください
年金受給者の住所 (共済年金・厚生年金) ※旧共済年金	住所変更	加入している各共済組合にお問い合わせください。		
住民基本台帳カード 通知カード(緑色) マイナンバーカード (顔写真付き)	カードの表面記載事項の変更	富士市役所 市民課 証明担当 ☎ 0545-55-2977	該当のカード 本人確認のできる書類(運転免許証、保険証など)	速やかに手続きしてください。
在留カード	カードの裏面記載事項の変更	富士市役所 市民課 戸籍住民担当 ☎ 0545-55-2854	在留カード	期限はありませんが都合のよい時に手続きしてください
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の住所変更	富士市役所 障害福祉課 ☎ 0545-55-2759	手帳 受給者証 印鑑 マイナンバー 及び身元確認書類(療育手帳を除く)	速やかに手続きしてください。
自立支援医療受給者証 重度心身障害(児)者医療費受給者証	住所変更	富士市役所 障害福祉課 ☎ 0545-55-2759	受給者証 印鑑 マイナンバー 及び身元確認書類(療育手帳を除く)	期限はありませんが都合のよい時に手続きしてください

種別	内容	担当部署	必要書類	提出期限等
こども医療費受給資格証 母子家庭等医療費受給者証	住所変更	富士市役所 こども家庭課 ☎ 0545-55-2738	受給資格証 受給者証 印鑑	期限はありませんが都合のよい時に手続きしてください
児童扶養手当証書	住所変更	富士市役所 こども家庭課 ☎ 0545-55-2738	児童扶養手当証書 印鑑	期限はありませんが都合のよい時に手続きしてください
土地・建物等の登記簿	登記記録に記載されている所有者名義人の住所変更	静岡地方法務局富士支局 ☎ 0545-53-1200	登記申請書 町名地番変更用証明書 印鑑 必要な場合は戸籍の附票	期限はありませんが都合のよい時に手続きしてください
法人登記簿 法人役員の住所	法人の所在地又は役員 の住所変更	法人の所在地を管轄する法務局	申請書 町名地番変更用証明書 印鑑など	法令等の規定に基づき手続きしてください
その他の許可、認可、免許、登録証等	住所変更	発行先の各関係機関	町名地番変更用証明書 免許、登録証等 印鑑など	法令等の規定に基づき手続きしてください
預貯金・保険・有価証券等	住所変更	各金融機関等に問い合わせをお願いします		
職場・高校・専門学校等	住所変更	関係する機関等に問い合わせをお願いします		

※ここに記載したものは一例です。なお、必要な手続きは個人によって異なる場合がありますので上記以外については、個人でご確認ください。

※特別な場合は、上記以外の書類の提出を求められる場合があります。

また、町名地番変更用証明書ではなく、住民票（有料）の添付が必要な場合があります。

(参考)

新しい町名「さんどまき」となる区域の地番状況を掲載します。地区南西を1番地として、各街区の右下から右回りの地番となります。



## 5. お問い合わせ

その他、換地処分等についてご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〒417-0055	富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 市街地整備課 電話 0545-55-2894 Email to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp
〒417-0055	富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 市街地整備課内 富士市神戸土地区画整理組合事務所 電話 0545-55-2798